

回覧

新築・増改築家屋及び解体家屋の調査について

住民課では、毎年秋から年末にかけて、固定資産税の適正な課税のため家屋評価を実施しています。つきましては、下記について該当がある場合には、10月14日(金)までに、住民課税務係もしくは地区会長まで申し出ていただきますようお願いいたします。

(1) 令和4年中に新築・増改築家屋を建築された方、または建築予定の方

※令和4年以前に建築し、まだ課税台帳に登載されていない建物も同様です。

(2) 令和4年中に家屋を解体した方、または解体予定の方

※令和4年以前に解体した建物で、まだ課税台帳に登載されている建物も同様です。

※家屋には、専用住宅だけでなく、倉庫・店舗・牛舎等も含まれます。申告期間後に新增築・解体が判明した場合には、直接住民課までお知らせください。

小値賀町住民課税務係

TEL: 0959-56-3111